

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【公表番号】特表2018-509910(P2018-509910A)

【公表日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2017-548979(P2017-548979)

【国際特許分類】

C 12 Q 1/04 (2006.01)

G 01 N 1/10 (2006.01)

C 12 M 1/26 (2006.01)

【F I】

C 12 Q 1/04

G 01 N 1/10 B

C 12 M 1/26

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月12日(2019.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

流体試料中の微生物を検出する方法であって、

a) 1) 繊維性多孔質マトリックス、及び2) 前記繊維性多孔質マトリックス内に捕らえられた複数の濃縮剤粒子を含む不織布物品を提供することと、

b) 少なくとも1種類の微生物株又は標的細胞検体を含有する疑いがある流体試料を提供することと、

c) 前記少なくとも1種類の微生物株又は標的細胞検体の少なくとも一部分が前記不織布物品に拘束されるように、前記流体試料を前記不織布物品と接触させることと、

d) 前記少なくとも1種類の微生物株又は標的細胞検体が拘束された不織布物品を少なくとも1種類の検出試薬と接触させて配置することと、

e) 前記少なくとも1種類の拘束された微生物株、又は拘束された標的細胞検体の存在を検出することと、を含む、方法。

【請求項2】

前記試薬が溶解剤を更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記試薬がルシフェラーゼを含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記少なくとも1種類の微生物株又は標的細胞検体が拘束された不織布物品を少なくとも1種類の検出試薬と接触させて配置する前に、前記少なくとも1種類の微生物株又は標的細胞検体が拘束された不織布物品を洗浄することを更に含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

前記配置することが、前記少なくとも1種類の微生物株又は標的細胞検体が拘束された不織布物品を、それを通じて検出信号を検出可能な材料を含む受器内に配置することを含み、前記受器は前記少なくとも1種類の試薬を内包する、請求項1～4のいずれか一項に

記載の方法。

【請求項 6】

前記接触させることが、前記流体試料を、4.0 p s i (27.6 k P a) 以下の圧力で前記不織布物品に通過させることを含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 7】

流体試料を不織布物品と接触させるためのデバイスであって、1) 試料容器と、2) フィルタホルダと、3) 不織布物品であって、a) 繊維性多孔質マトリックス、及びb) 前記繊維性多孔質マトリックス内に捕らえられた複数の濃縮剤粒子を含む、不織布物品と、4) 前記フィルタホルダを受器と接合させるように構成された第1のアダプタと、を備えるデバイス。

【請求項 8】

前記試料容器が、第1のリザーバを含む自立型容器、前記自立型容器の前記第1のリザーバ内に収容される寸法に作られ、第2のリザーバを含む変形可能な自己支持型受器であって、前記自立型容器が前記変形可能な自己支持型受器よりも剛性が高く、前記自立型容器は、内部に形成された開口部を含む底部を含み、前記開口部を通して前記変形可能な自己支持型受器がアクセスされることができる、自己支持型受器を備える、請求項7に記載のデバイス。

【請求項 9】

前記繊維性多孔質マトリックスが、非捲縮ポリマー纖維を含む不織布纖維層である、請求項7又は8に記載のデバイス。

【請求項 10】

前記繊維性多孔質マトリックスがポリアミド纖維を含まない、請求項7～9のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項 11】

流体試料を不織布物品と接触させるためのデバイスであって、1) 試料容器と、2) 受器と接合するように構成されたフィルタホルダと、3) 不織布物品であって、a) 繊維性多孔質マトリックス、及びb) 前記繊維性多孔質マトリックス内に捕らえられた複数の濃縮剤粒子を含む不織布物品と、を備えるデバイス。

【請求項 12】

a. 流体試料を不織布物品と接触させるためのデバイスであって、1) 試料容器と、2) フィルタホルダと、3) 不織布物品であって、i) 繊維性多孔質マトリックス、及びii) 前記繊維性多孔質マトリックス内に捕らえられた複数の濃縮剤粒子を含む、不織布物品と、4) 第1のアダプタと、を備えるデバイスと、

b. 受器であって、前記第1のアダプタが前記フィルタホルダを前記受器と接合させるように構成されている、受器と、を備えるキット。